

公立大学法人北九州市立大学の財務諸表の承認 及び剰余金の翌事業年度への繰越承認について

1 財務諸表の承認について

公立大学法人北九州市立大学から提出された、平成 27 事業年度の財務諸表については、次の理由により承認するもの。

- (1) 地方独立行政法人法に定める書類がすべて提出されていること。
- (2) 事業年度終了後 3 月以内の平成 28 年 6 月 30 日に提出されていること。
- (3) 地方独立行政法人会計基準に従い作成されていること。
- (4) 監事及び会計監査人による監査が適正に行われていること。

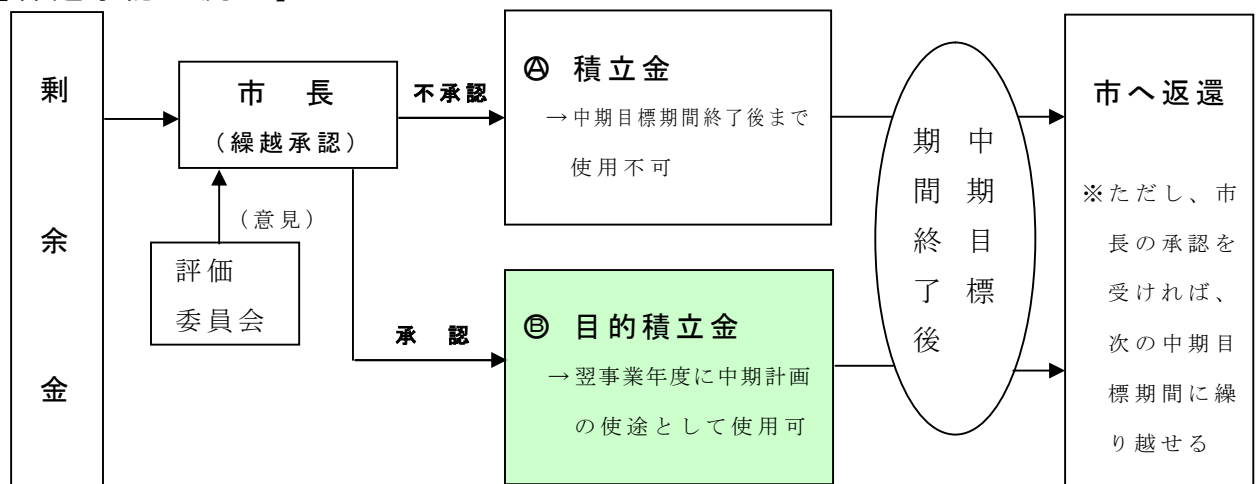
2 剰余金の翌事業年度の繰越承認について

(1) 本市における承認基準

これまで、公立大学法人北九州市立大学から繰越承認申請のあった剰余金については、次の基準により承認している。

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であること。
- ② 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を行った場合であって、費用の減少により生じた利益（ただし、学生収容定員を在籍者が充足していない場合（90%未満）及び特に著しい業務懈怠等により利益を生じた場合を除く）であること。

【繰越承認の流れ】



(2) 平成27事業年度における剰余金の繰越承認について

平成27事業年度における剰余金が、会計処理上、目的積立金を取り崩したことにより発生したものであることから、(1)①に該当するものとして、全額を繰越承認することとしたい。

【 参 考 】

当 期 純 利 益	△ 9 7 , 4 8 3 千円
＋ 目的積立金取崩額	2 5 8 , 0 3 9 千円
当期総利益（剰余金）	1 6 0 , 5 5 5 千円